

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年3月3日(金)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第20号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第21号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第22号 三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第23号 三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第24号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第25号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第26号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第27号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第32号 動産の買入れの契約について
- 4 出席委員 保実 治, 藤岡一弘, 大森俊和, 杉原利明, 黒木靖治, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【市民部】 矢野市民部長, 山本課税課長, 茶木市民課長, 長谷川保険年金係長
 - 【子育て支援部】 松長子育て支援部長, 押谷部付課長, 柳子育て支援課長, 脇坂育児支援係長, 林保育係長
 - 【教育委員会】 甲斐教育次長, 古矢文化と学びの課長, 中村学校教育課長, 沖川教育総務係長, 向井学校教育係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和5年3月定例会のフォルダーにございます審査順の通り議案9件の審査を行いたいと思います。

本日の日程及び審査の方法につきましては、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、この通り進めさせていただきます。また新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと思います。また、十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願

いを申し上げます。

それでは会議に入ります。

初めに、議案第20号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 おはようございます。本日、市民部に係る議案は2件ございますので、よろしくお願いたします。

それでは、市民部から議案第20号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

1 提案理由をご覧ください。国民健康保険制度は、平成28年度に県と市町の共同運営となる国保の県単一化がスタートし、令和6年度の準統一保険税率の実現を目指しているところです。

本市の国保財政運営は、平成22年度を最後に税率改正を実施せず、保険税不足分を一般会計からの法定外繰入を行う中で不足財源を補って参りました。

また、県が示す保険税率を単年度で設定するには、急激な負担を国保世帯に与えることとなるため、平成30年度から令和6年度準統一までの激変緩和措置期間において、隔年で税率改正を行うことの基本方針に基づき、本市では、令和元年度に第1回目。令和3年度に第2回目の保険税率の改正を行い、今回提案させていただいております通り、令和5年度の改正が第3回目となります。

今回、広島県より示された保険税率は、令和5年度本算定、保険税率水準の急激な上昇を抑えるため、県により、県決算余剰金や県交付金から合わせて、18億円を充当され、県単位化以来最大の保険税引き下げの財政的支援を行われましたが、診療費の増加、前期高齢被保険者の減少による前期高齢者交付金の減少、普通調整交付金の減少などの引上げ要因が大きく、大幅な上昇になっています。

保険税率の設定につきましては、県から示された率を単年度で設定することは、急激な負担を国保世帯に与えることとなることから、激変緩和措置の最終年である令和5年度に、広島県が示す準統一保険税率と、現行保険税率の差2分の1の率を引上げ差を縮めようとするものです。

2 改正の内容をご覧ください。表の右側、行は、令和3年度及び4年度の税率で、左側の改正案が、今回提案をさせていただいている税率になります。その差につきましては別添資料2、税率改正整理表をご覧ください。この表の主な欄のみ説明し、軽減世帯などの欄の説明は省略させていただきます。表左端項目、応能割欄より上段の所得割額については、右端の差引欄の合計にある0.67%の増、その下の資産割額は4.67%の減。続いて、左端項目、応益割欄より、保険被保険者均等割額について、被保険者均等割額については、5,500円の増。

表中段の世帯別平等割については、2,200円の増となります。

なお、資産割につきましては、令和5年度末をもって廃止といたします。

次に、別添資料3。一般会計繰入金と国民健康保険財政調整基金の決算状況をご覧ください。前段でも申し上げました通り、本市の国保財政運営は、平成22年度を最後に税率改正を実施せず、保険税不足分を一般会計からの法定外繰入で財源不足を補って参りました。

一般会計繰入金の決算状況の表中、朱書きのその他一般会計繰入金。国保税補填の欄がその額です。

なお、令和2年度からは、赤字削減解消計画に基づき、一般会計からの繰入は行わないこととなっております。

下段の国保財政調整基金の決算状況の表にありますように、今3月議会で、3月補正予算案においては、534万7,000円の基金繰入を計上させていただいておりますので、令和4年度は6,556万2,000円の基金取崩し、また、令和5年度当初予算案においては、1億3,408万5,000円の基金取崩しを計上させていただいております。そのため、令和5年度末の基金残高見込みは、朱書き数字にありますように、3,365万8,000円あまりとなる見込みです。

この基金の状況につきましては、冒頭資料の2。改正の内容の欄にも記載をしております。

続きまして、資料の3。県が示す三次市の令和5年度準統一保険税率の欄は、今回県が示した令和5年度の三次市の準統一保険税率になります。

この示された率と現行保険税率の差の2分の1にあたる率を上げた率が、今回の改正案の率になります。

次に、資料1 国民健康保険税率改正に伴う税額シミュレーションをご覧ください。

基本の上段に、令和5年度から年度ごとに記載をしておりますが、オレンジ色の令和5年度の欄の、黒字で表示をしている数値に、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割について、今回提案をさせていただいております率などを記載しております。

朱書きの数字は、県が示す三次市の令和5年度準統一保険税率です。ピンクの令和6年度欄にも、朱書きの数字と同様の数値を計上しております。その下のシミュレーション①から⑤につきましては、軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減世帯のモデルとして、計算をしております。

本改正案の適用による影響額は、被保険者1人当たり年額5,900円程度の増。1世帯当たり8,800円程度の増となります。

国保の県単一化準統一保険税の準統一保険税の実現に向け、また三次市国保財政の厳しい中での税率改正に何卒ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

納期限内納付が難しい方につきましては、徴収猶予などによる納期限の延長や分割納付などの納付相談に個別に丁寧にお受けして参りたいと考えています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。山田委員。

○山田委員 今までの流れは、今の説明で大体理解させていただいたんですが、県で統一するために、準統一保険税率というものでやられてます手順がついてるっていうことは、これからも続きますし最終的に、いつまでに、ほんでそろえるみたいなお話だと思うんですが。

そのあたりの話と、もう一つですね国民健康保険財政調整基金、この度、1億3,000万取り崩して、残りが3,000万ということになったんですけれども、この先も続けていかなければならないとなると、もうほとんどこの調整基金なくなったと思うんですが、そのあたりのお考えっていうのが今回

のと、今回のとはちょっと先の話になるんで、まだですっていうことかもしれないんですが、お答えできる範囲でお願いします。

○保実委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 現在、県単位化に向けて、どのような議論がされているかということなんですけども、被保険者が負担する保険税については、負担の見える化、保険税率を参考に見える化とともに県内のどこに住んでも同一の税率となる、負担の公平性を図ることとしております。

そのために、収納率の均一化を図るための方策や、保険事業の統一化に向けて議論をされています。

また、保険税の引下げ財源となるべく、国のインセンティブ予算である保険者努力支援制度の得点を上げるために県が主導して、県内市町の情報共有等を図られています。

今回、準統一なんですけども、5年度の準統一の実現を目指しているわけなんですけども。現在の収納率において、各市町でまだばらつきがございます。その収納率が均一化したとみなされる時点で、完全な統一の保険料を目指すこととしております。

それから、今後、基金なんですけども、失礼しました。5年度準統一ではなくて6年度の準統一を目指しておると。失礼しました。

それから基金なんですけども、国保税の収納額から、県への事業費納付金を納めた後に、剰余金が発生すると思うんですがこの剰余金を、積み立てていくことは可能というふうに考えております。

ただ、今後でもですね、被保険者の減少、それから医療費も増加していくという中で、1人当たりの医療費というのは、どうしてもこう上がっていくものなので、保険税の引上げが今後も検討していくということになるかと思えます。

○保実委員長 他に。杉原委員。

○杉原委員 三次市のこの徴収率は県内における数字と、それをさらに上げる余地がまだあるような感じなんか。そこら辺のどこちょっとお伺いさしてください。

○保実委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 それでは収納率の最近の率と、また県内の状況を若干説明させていただきます。三次市の国民健康保険税令和元年度から申し上げますけれども、現年度の現年でいいまして、97.0%。2年度につきましては、96.9%。令和3年度につきましては97.1%といったような状況で推移をしております。4年度につきましても、しっかり担当部署の方です、担当課の方で努力をしております。3年度の実績から申し上げます、県内で三次市は3位。トップ23市町のうちのですね、県内でトップ3位になっております。で、トップの1、2は町です。町になりますので、市で3位でありますけど市ではトップということで、担当部署の方で努力をさせていただいてる結果だと思えます。

今後はですね、これは収納率は当然100%まで上限は、上はありますので、1%でも0.1%でも上昇できるように、引き続き、今の債権確保行動と普段のですね現年度をまず滞納にならないようにしっかりお声がけもさせていただきながら、収納対策に努めて参りたいと思えます。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 先ほど保険者努力支援制度のお話があったと思うんですけど、随分前でしたら非常に苦しい自治体に対して、財政支援を図るということで財政基盤を強化して保険料を抑えると。そういう視点で、保険者努力支援制度が活用されてたんじゃないかと思うんですね。

ところが、2019年から2020年だったと思うんですが、そういう発想ではなくて、いかに保険料を適正化していこうかという視点の中で、どういうそれに対する取組をされてるのか、そして取組した成果の中でどういう著しい結果を出していったのかというような、評価の視点が変わっていたと思うんですね。

その支援制度の評価項目の内容というのが随分集約。今の視点が集約されていると思うんですけど、そうなっていったときに、例えば特定健診がどうなのか。或いは保健指導がどうなのか、歯科健診がどうなる。或いは重症化予防がどうなのか。そういったところにも、今後のこの制度の継続性というのがやはり大事な要素として考えられるんじゃないかと思うんですけど、現在そういう取組について何かあれば、お示しをいただければと思います。

○保実委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 保険者努力支援制度で本市が取り組んでいるものといたしましては、先ほど委員申されました通り、特定健診の受診率は特定保健指導の受診率など保健事業、それから多剤投与者に対する訪問指導、或いは後発医薬品の推移促進。保険税収納率。データヘルス計画の策定。第三者求償などございます。

本市の場合ですね全国平均、或いは県平均を上回っているものといたしましては、先ほども部長が申し上げました通り保険税の収納率、或いは、データヘルス計画の策定、第三者求償、といったところが上回っているところなんですけども、先ほど申し上げました特定健診の受診率や特定保健指導の受診率といったところがですね下回っているというところで、今後まだ交付金取っていくためには、まだ努力というのは必要かというふうに思っております。

この度のコロナ禍の影響もありまして受診率も得点し、保健指導の実施率というのも正直伸びていないものですから規制が緩和されてくる中で、この辺の数字をですね、伸ばしていくという努力も継続して続けていくつもりではおります。

○保実委員長 他に。大森委員。

○大森委員 改正で、いろいろと改正案いろいろ出てるんですが、これを見たって一般市民わかんので、ちょっと平たく教えてもらえて平均家庭4人として、年間500万の収入で、大体、市民の社会生活における影響というのはどれぐらいのものがありますか。

ちょっと率とかいろいろあって、今すぐというのは難しいかもわからんけど。大体のところ、どれぐらい負担がかかりますか。

○保実委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 今持つてる資料で申し上げさせていただくようになるかと思いますが、最初に説明のときに申し上げました、1人当たりの年額の影響額としては5,900円程度。1世帯当たりでは年額8,800円程度という上昇の影響がございまして、今回それとちょっと違う計算とい

いますか、一人一人ではないんですけれども、5年2月1日現在の住民基本台帳の状況で、同じ、その時点の同じ人数人員で世帯数、国保の加入人数と世帯数で、医療費分、後期高齢者分、介護分のその差額を計算した時にはですね、今年度の4年度の2月1日現在の状況と、1年後に同じ人が同じ所得の階層でおられたというふうな設定をした時には、差額としては5,900円。9万5,000円これがすべての同じ条件で国保税が上がる額になっております。

医療費分が約500万弱、後期高齢者分が5,000万弱で介護、介護保険分が500万ちょっとという形でそういう額になっています。これを今ちょっと人数等で計算は終わってはおりませんが、そういった額の負担全体には税率、税額の増というふうに想定をしております。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 ちょっと聞きづらいのがあるんだけど、大体8,800円程度が、一般市民に影響が出るだろうという。だいたいですよ。さっき言ったように、所得で資産税均等割だ平等割でいろいろとまだこれからの計算があるんでしょうから。大体それぐらい程度でよろしいですか。

○保実委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 8,800円は失礼しました。1世帯当たりで、1人当たりの場合には5,900円程度。5,900円ですね。これまた世帯の軽減等ありましたり、子どもさんの均等割の関係等もありますので、実際には、細かくはそれぞれによって違うかと思えますけれども、押しなべて人数で割ったときにはそれぐらいの金額というふうに考えております。

○保実委員長 他に。ありませんか。はい。それではないようでしたら次に、議案第21号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を審査します。説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

それでは提案理由の説明をお願いします。矢野市民部長。

○矢野市民部長 議案第21号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。1 条例改正の理由欄をご覧ください。出産育児一時金の支給について。健康保険法施行令等の一部が令和5年4月1日を施行日として改正されるため、本市国民健康保険条例の一部を改正するものです。本市での施行期日も同様に、令和5年4月1日となります。

2 改正内容の要旨は、出産育児一時金の額を変更するもので、出産育児一時金は現在の40万8,000円から、8万円増額され、改正後は48万8,000円となります。なお、産科医療補償制度掛け金の1万2,000円については変更ございません。産科医療補償制度掛け金額を合わせた合計額は、42万円から50万円となります。

3 改正の趣旨等ですが、出産育児一時金については、少子化が進行する中で、妊産婦の経済的負担軽減のため、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度、全施設の出産費用の平均額の推計額を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえた改正となるものです。財源につきましては、3分の2が地方交付税で措置をされます。その他は資料には記載をしておりますが、国庫支出金、県支出金がございます。

また、令和5年度に限り、国庫補助金1件当たり5,000円が追加で補助されることになっておりま

す。給付件数の状況ですが、令和2年度は16件、670万4,000円。令和3年度は25件、給付額1,010万9,430円です。こちらも資料には記載をしておりませんが、令和4年度は、12月出産分までで24件、985万7,690円。令和5年度予算案では21件、1,050万円を計上させていただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。ないようでしたら以上で市民部に係る審査を終わります。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

○保実委員長 それでは次に、議案第22号三次市病児病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第22号三次市病児病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正内容は条例第2条の表から三次市病後児保育室の名称及び位置を削るものでございます。病後児保育室おひさまは、平成15年1月に当時の公立三次中央病院内に開設され、平成22年4月に現在の酒屋保育所に機能を移転し、現在まで運営を行ってまいりましたが、近年では、利用者が減少傾向にあります。利用状況を精査したところ、市立三次中央病院内の病児病後児保育室すくすくとの統合機能集約が可能であると判断し、病後児保育室おひさまの廃止について条例を改正しようとするものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日からとします。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。

大森委員

○大森委員 三次中央病院内にあった病児病後児を統一するというに理解していいですか。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 おっしゃる通りで、病後児保育室おひさまを廃止し、それから三次中央病院内にある病児病後児保育室すくすくに統合するというものでございます。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 そこで、何か住み分けせざるをえないものっていうのは何ですか。それを統一する理由というのは。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 このたびの統合の理由でございますけれども、まずは、この2つのおひさま、すくすくの利用状況から考えまして、2ヶ所を1ヶ所にできるという利用状況であるということが確認できたこと。それから、保育士看護師の確保が年々困難となってきております。今後この事業を継続していくためには、統合の方が望ましいという理由もでございます。

もう一つ。酒屋保育所内で、今後、医療的ケア児の保育をしようとしているところでございますが、このケア児の処置等を行う部屋というものも必要となっておりますし、また一時預かりのニーズが高くスペースが不足しているということもございます。

さっき保育所の中でのサービス拡充のためというところで、スペースが必要となっているということで、以上のような点から統合を考えたところでございます。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 いや、今部長が述べられたような根拠というものがあるんなら、何で今回なのかと思うん。反対するんじゃない。賛成してるんすよ。病気を抱えた子ども、またその治療が終わってこれから子どもなりの社会復帰に向けてのいろいろと手だてがあろう。

それをする前に病院内でひまわりがするのは、これ大変結構なことだと思った上で、だったら何でこれ今頃ですかというのがちょっとわかんない。もっと前にやっとけよと。

それだけ今部長が言われたように、いろいろあるんです。

全部聞こえにくかったけど部屋がねこんなだから。聞こえが悪いんだけど。もしそうであるならば、なぜ、なぜ今なのか。もっと早くやっておけというのが私の疑問の中にあるんですが、そこはいかがでしょう。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 なぜ今なのかということでございますが、やはり利用状況の推移を見極める必要があったということが一番でございます。

もともと、病後児保育室おひさまにつきましては、開設当初数年間といいますか、5年間程度はとても利用状況が多い状況でございました。

そこから年々減ってきていたと。片や市立三次中央病院内にあります病児病後児保育室すくすくにつきましても、開設当初数年間はやはり利用状況がかなり高い状況であったんですけども、だんだんと登録人数も減ってきているという状況で、今の利用状況を考えれば、統合が可能というふうに判断したのが、このタイミングということになります。

○保実委員長 ほかに。杉原委員。

○杉原委員 おひさまとすくすくの病後児のちょっと利用の件数を近年のちょっと教えていただけますかまず。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 まず、おひさまの利用人数なんですけど、令和元年が66人、令和2年が57人、令和3年が95人でございます。

すくすくの方におきましては、令和元年が158人、令和2年が98人、令和3年が93人となっております。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 おひさまとすくすくの間この利用の差の理由は、どのように考えとってんですか。やっぱり病院じゃけですか。この利用率の差についてはどのように考えてこの差が出るとるか、お伺いします。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 おひさまとすくすくにつきまして、まず議員おっしゃるような形もあると思いますけども、おひさまにつきましては病後児のみという形。すくすくにつきましては、病児病後

児という形になっておりますので、その差もあると思います。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 すくすくの方も、一番最初の質問の時に聞いたのは、病後児としての利用は、すくすくは何人ですかというので聞いたんですけど。

○保実委員長 押谷部付課長

○押谷部付課長 すくすくの利用につきましては、ほとんどが病児の利用になっております。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 そしたらそこへ病後児も行くことは、またおひさまの人数が丸々すくすくスライドするってような感じだろうと思うんですけど、おひさまにおっちゃった病後児のスタッフが配置っていうか、中央病院の方へ行くことで、カバーリングするって感じなんでしょうね。人員配置として。さっき聞いたのは、すくすくも病児病後児じゃけかぶるんかなと思ったんですけどすくすくは病児だけっていうことは、おひさまの利用者が丸々中央病院行くんでしょ。今の元のすくすくのスタッフだけだとしんどくなりますよね。スタッフ的にしんどくならないですかね、人数でそこら辺の人員が確保しにくいという中で統合していくってというのは、そこら辺のちょっとスタッフ的なところをちょっとお伺いさせてください。

○保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 スタッフの方は変わらないんです。受入れ人数の方が、定員が4人ということでございまして、これは統合しましても、変更はありませんので、スタッフは増えないといえますか。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 すくすくの定員ももともと4人で、おひさまが統合されても、すくすくは1日4人のままってことだとすると、それはトータル的に1年間で、過去のデータで見ると、統合しても4人で、人数的にはそうだけど、1,200人以上受け入れるんでしょう。年間。4人で、1日当たりで満杯にならんっていう。算段は実際に見とってということでもいいんですよ。

なんで利用者がどんどん少なくなっていったっていうふうにおっしゃられましたけれどもそこは、何で少なくなっていったっていうふうに分かるとしていいんでしょう。

○保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 減少の理由の一つとしては、働き方改革等の国の施策によって、保護者の方が休暇を取りやすくなったというようなことが一つ挙げられるんじゃないかと考えております。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 これ、病後児保育最初始めちゃったところから前半部分で言うと、事前に登録しとかんといけん上に使いにくいって話が最初の頃は特にありよったと思うんですけど私が議員になった頃の課題というのは使いにくい。保護者の方が事前登録しとかにゃいけんし、当日、急にっていうのでもなかなかしんどい時期があったんですけど、今頃そういう、使いにくさというようなところで利用者が減ってきておるといようなことはないというふうに考えてよろしいんで。利用者が増えん方がいいんでしょうけど元気じゃけ。そこら辺の余地っていう利用者が増える余地とかいう

のではない。この制度上使いにくいことによる利用者が増えてこんというような部分はないんかっていうのは。

保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 今のところは利用しにくいというような声は、聞いておりません。

○杉原委員 昔はあったけど、今はないっていいんですよね。昔はありましたよ。利用しにくい。事前登録しとかんと使えんとかいろいろはい。

○保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 登録を当日していただいて、利用していただくこともできますので改善したというところでしょうか。

○杉原委員 了解しました。

○保実委員長 副委員長。

○藤岡副委員長 先ほどの利用のしやすさというところであれば当日利用は8時から10時までに申し込めば利用できるというふうに改善されたというふうに伺っています。先ほど杉原委員の質問の中で、1日の定員が4人であると。今後は定員は変えないけれども、概ねその要員の中で運営していくことが可能であるというふうに判断されたということであるんですけれども。これまでの実績の中で、定員4人を超えてお断りをしたという事例があるのかなのか教えていただければと思います。

○保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 お断りしたケースはあります。年間に数件です。やはり感染の時期というのが重なっていますので、年間では人数が少なくても、集中して、利用を希望されることがございますので、そういった場合はお断りをさせていただいています。

○保実委員長 副委員長。

○藤岡副委員長 年間数件数日間ほどあるということ、それはインフルエンザであったりとか、いわゆる流行する時期に重なってしまうというところがあるというふうに答弁いただいたんですけれども、今後、統合するというので、それが増える可能性が増すわけじゃないですか。ということであれば例えばですよ。今回改めて、その感染がまた増加するであろう時期にまた人員配置を増やしたりだとか、また部屋数を確保したりだとか、その感染症ごとに確かスタッフの方も分けないといけなかったと思うので、そういったところの対応は、現在考えられているんでしょうか。これもしかしたら市民病院部の話かもしれないんですけれども、その連携はどのようにお考えでしょうか。

○保実委員長 押谷部付課長。

○押谷部付課長 今現在確保できているお部屋は2部屋でございますので、これ以上部屋を増やすということは、今現在は困難でございます。そうなりますとスタッフの方は、今の2名体制で対応できるということで考えております。

○保実委員長 他にないようでしたら、次に、議案第23号三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第23号三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正内容は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども子育て支援法、第72条から第76条までが削られたことに伴い、関係条例である三次市子ども・子育て会議条例の条ずれの対応を図るものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日からといたします。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。

ないようですので次に参りたいと思います。

次に議案第24号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第24号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

これにつきましては事前に配布させていただいております、説明資料に沿ってご説明いたします。まず、改正理由についてでございます。

今回の条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正された関係省令等につきましては、説明資料に記載の通りです。次の改正内容に入る前に、少しご説明いたします。

本条例は平成27年度の子ども子育て支援新制度の開始にあたり、国の基準を踏まえて制定されたものです。家庭的保育事業等が、市の認可事業として新たに位置付けられたため、認可事業として満たすべき設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。条例名にある家庭的保育事業等ですが、これは資料の5、その他にありますように、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のことをいい、0歳から2歳までの保育を提供しております。

三次市で実施している事業は、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。

では、改正内容に入ります。今回の改正の主な内容は、送迎バスへ子どもが置き去りにされ亡くなるなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する規定を明確に位置づけるものです。

まず、今回の改正により新設する第7条の2は、児童の安全を確保するための計画の策定や、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施について規定したも

のでございます。

第7条の3につきましても、今回新設されるもので、バス送迎にあたっての安全管理の徹底を規定しております。なお、本市の4つの事業者につきましては、送迎バスの利用はありません。

次に、第10条です。本条では、もともと家庭的保育事業者等が、他の社会福祉施設を併設している場合であっても、保育室、各施設に特有の設備、それから乳幼児の保育に直接従事する職員については、併設する施設の設備、職員を兼ねることができないこととされていました。

この規定により、例えば、保育所に児童発達支援事業所が併設されている場合、保育所の入所児童と児童発達支援事業所を利用する児童を同じ部屋で保育することは認められないこととなりました。

今回の改正では、この規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、特有の設備専従の人員についても共有兼務できることとしたものでございます。

なお、本市の事業者については、他の社会福祉施設を併設している施設はありません。

次の第13条でございます。

第13条は、民法の一部改正による、親権者の懲戒権に係る規定の削除等に合わせ、児童福祉法から懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、本条例の関係規定を削除するものでございます。

最後に、第14条第2項は、感染症食中毒の発生を予防するための具体的な取り組み内容について規定を追加するものでございます。

以上が主な改正内容となります。

なお施行日は、第13条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和5年4月1日からいたします。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 ちょっと2点質問したいんですけども。まず1点目が今回の4件の保育所には該当しないと言われたんですが、安全装置が4月から施行になるんですけども、いろんなブザータイプとか、センサータイプとかいろいろあると思うんですけども、市としてはどういったものを考えられているのかということと、もう1点衛生管理のどこなんですけど、感染症食中毒についての研修訓練の適切な実施ということなんですけども、どういった基準のものであるのか、またチェックですよ。チェックはどういったふうに行われるのかってところをちょっとお聞きします。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 バス等の安全装置のところですが、本市としましては、ブザーなりってというのは、どれってことは思っておりません。正確に児童が把握できるようなタイプであれば、カメラだだのブザーだのってところは、つけていただけるような形で、どれというのでは思っておりません。

衛生管理の研修等でございますけども、現在調理員等が集まって年度研修をしているところで

ございますけども、そういうところで自己啓発、あとは情報共有という形での研修等を行っております。

基準のチェックというのは、そういうチェック表というかそういう計画表を立てまして、チェックしていくものを今作っているんですけども、そういうところの精度の良いものにしていくといたしますか、より良いものをまた、研修なんかでも、行いながら、精度を上げていきたいと思っております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 安全装置どういうタイプが決まってないとは言われたんですけども、それは今回この4件ないにしてもですね、新たに保育所できる可能性だってあるわけだし、その検証しとく必要っていうのはあると思うんですね。やはりそれおまかせでじゃあどんな装置でもいいですよっていうことではやっぱり責任感がないというふうに思うので。

市としてやはりいろんな調べたり、検証したりっていうことは、必要じゃないかなというふうに思い、その装置をつけたところで、結局それが機能しなかったら意味がないわけで。一番使いやすいものっていうのを考えるべきじゃないか。いうふうには。思います。

それと食中毒と感染症ですね。ちょっとよくわからなかったんですけど、これだけ保健所が定めるものなのか、どういった市で独自に研修、訓練っていうのはじゃあその保育所ごとに考えてやるのか、その基準がないとわからないですよ。それとチェックをどのようにするのか。市からチェックしに定期的に行くのか、それとも保健所が入っていく。もうその辺ちょっともう1回ちょっと教えていただきます。

○保実委員長 林保育係長。

○林保育係長 具体的な取り組み内容についてです。感染症食中毒の管理に対してですけれども、どういった内容のものを、どの程度実施をするのかということでは今回の規定の中には、定まっております。定期的な実施をなさという規定を定めたものです。

具体的に実施をしていく研修ですけれども、感染症で言いますと、年に必ず1回は市が主催をしまして、感染症の対策に係る研修会を実施しております。これは直営の事業所も、家庭的保育事業所も私立の保育所も、すべてのところへお声掛けをして、ご案内をして実施をしているものです。

また、食中毒の予防につきましては、ノロウイルス等の発生時期におきましては保健所が主催をされる研修が実施をされておりますので、こちらについても同様にのご案内をしております。

事業者のチェック体制につきましては、年に必ず1回は指導監査に行っておりますので、その際に実際の給食調理の状況でありますとか、感染症対策の状況というのを確認をして、足りない部分については改善を口頭または文書で指示をするというふうにしております。

○柳子育て支援部支援課長 安全装置の件でございますが議員おっしゃるような程度明確とハードの面とソフトの面、例えばチェック体制とか、どういうふうな形でやっていくかっていうのを、しっかりその安全計画で作っていかねばならないと思っております。

○月橋委員 はい。先ほども言ったんですけど、結局センサーつけるなりブローブザーつけたところでですね、その見てる人がそれを無視してしまったら全く意味がないので。やはり運転される方

一緒に乗られてる方っていうところに、2人でチェックする。そういったものをきっちり決めとかないとまた同じようなことになってしまうので。その辺はよろしくお願いします。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 今回の月橋議員の質問にちょっと私も関連するんですが、ですからその、これ運営基準の改正にかかる話だと私は思っております、新たにその規定を設けなきゃいけないと、もうこういう事業所さんもお用意されていると思うんですけども、守るべきルールやその変更事項があったときにですね一斉に周知をしていくっていうようなところで集団指導っていう、やり方もあるんですが。今回については、例えば文書で通達をするとか、或いはその集団指導を行うようなそういう形で周知を図っていくのかということが一つと、もう一つはさっき月橋委員が言われた話なんですけども、結局、実際、ちゃんとそれを履行してるかどうかという確認があるんですね、今の答弁で言いますと、年1回、実地指導という言葉が適切かどうかかわかんないんですけど、そういう形でチェックされるという話を聞いたんですけども書面監査じゃなくて実際現地、現場に行つて実地指導というような形で、チェックをする監査をするというような、そういうとらえ方でいいのか、そこを2点ほど確認させてください。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 関係施設への周知でございますけれども、基本的に市内全部のすべての施設について周知をしています。それは国から等の通知が来た時、関係のものはすべて幼稚園、保育施設にかかわらずすべての施設へ周知をしているところでございます。

今回のバス送迎に関わつて国から出たマニュアル、チェック表等もございますけれども、これについても、すべての施設へお送りして周知をしているところでございます。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 監査の関係でございますが、これは現場に赴いて実地でございます。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 ちょっと私の理解力が乏しいもので、ご指導いただければと思うんですけども。第13条の利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めると。その権限を濫用してはならない。の削除をするとどういうふうになるんですか。ちょっとごめんなさい。ちょっとわからんけ教えてください。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 こちらにつきましては、これ懲戒にかかる権限の濫用禁止ということでございますが、もともとこの上に親権関係のものがありまして、これがあるために、虐待に繋がっていくっていうことがあったもので、この13条これを消すことによって、子どもを虐待から守るという形の削除でございます。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 13条の主語が、家庭的保育事業者等は、ていうことじゃけ、親とか関係あるんですか。要は、保育、この小家庭的事業者のスタッフが、乳幼児に対して、身体的苦痛を与え、人格を辱めると。その権限を濫用してはならないというふうにとるんですけど。どっかで裾野市かど

っかの事件を受けての、みたいなやつかなあと思ったんですけど、親権が関係するんですか。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 議員おっしゃるように、それもあります。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 この懲戒権に関することをございますけれども。まず民法で、親権を親権者のその懲戒権というのが定められていました。これはしつけとして、懲戒権が児童虐待を正当化する口実に使われていたということで、民法からこの規定が削除されました。

次に、それに伴いまして児童福祉法の方で、今度は児童福祉施設の長などが、同様にその懲戒に関してその児童の福祉のために必要な措置をとることができる。というような規定がございました。その規定を、今度はこの条例においてですね、懲戒に係る権限の濫用を禁止していたというような流れになっております。

で、民法による親権者による懲戒権の方が削除されたことに伴いすべてが削除されていくと。施設の長が体罰等のそういった懲戒を行うことを禁止するというに繋がるわけですけれども。施設におけるその職員のそういった体罰等の禁止については、また別の条例でいけば前の条例で、12条になると思いますが、児童福祉法において、職員の体罰等については禁止されてる別の条項がございます。

従って、福祉施設等保育所の長もまた職員についてもそういった体罰を禁止するというふうになっております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 7条の3の部分で、安全装置の使用義務の除外ということで米印が入って、安全装置を装備しなくても確実にエンジンの所在の確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除くってあるんですけど、これ私軽自動車ぐらいしか、想像がつかないんですが、これは実際、こういったケースでどんな車を除外するためにつけられてる米印なんですか。

○保実委員長 柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 これを今想定してあるのはタクシー等を利用されてる場合です。現在甲奴保育所に通ってる方、タクシーを利用されてる方がおられます。それについては、2列目ということで、そこだけの確認ということになります。

○保実委員長 他にありませんか。

ないようでしたら次に、議案第25号三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第25号三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、こちらも事前に配布しております説明資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、改正理由についてです。

今回の条例改正は、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

関係省令等につきましては、説明資料に記載の通りです。本条例も、平成27年度の子ども子育て支援新制度開始にあたり、国の定める基準を踏まえて制定されたものです。子ども子育て支援新制度においては、認可を受けた施設、事業について、公的な財政支援の対象になるか市が確認の手続きを行います。確認のための施設、事業に満たすべき基準を定めているのが、本条例です。

条例名にあります特定教育保育施設とは、資料の5その他にありますように、保育所、幼稚園、認定子ども園のうち、市が確認を受けたものを本市においては、保育所が2施設、認定子ども園が1施設あります。

また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のうち、市の確認を受けたものをいい、本市におきましては事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件あります。

では改正内容についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました議案第24号と同様に、民法の一部改正による親権者の懲戒権に係る規定の削除等に合わせて、児童福祉法から懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、本条例の関係規定を削除するものでございます。

なお施行日は公布の日からといたします。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 では質疑をお願いいたします。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 申し訳ないんですけど、懲戒に係る権限の濫用の禁止を削除すると、濫用してはならないを削除すると、濫用してもいいにという意味にはならないということではないですか。濫用の禁止の条文がなくなると、乱用する人が出てこない。

○保実委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 民法におきまして、そもそも懲戒権というもの自体がなくなりました。教育のために体罰を与えていいというようなものでございます。口実に使われてきたものですが、そのもの自体の考え方がなくなりまして。子どもの健やかな成長のために、そういった体罰を含めた児童虐待もすべてが禁止されております。

従ってここで条例から乱用の禁止が外れたというのは、そのもともとの懲戒権に関する規定であったため、外れたものでございますので、児童虐待防止法の改正により、そういった施設の長であるとか職員を含め、親権者も含めすべての人のこういった体罰に関する禁止というのが定められておりますので、これが、条例から削除されたからといって、そういったものに結びつくものではないかと存じます。

○保実委員長 よろしいですね。他に。

ないようでしたら以上で、子育て支援部に係る審査を終わりたいと思います。子育て支援部の皆

さん、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は、11時20分とします。

11時15分 休憩

11時20分 再開

○保実委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、議案第26号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それでは三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、配布をさせていただいています資料に基づいてご説明をいたします。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、関係条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容は、まず第6条の次に第6条の2及び第6条の3の二条を加えるものです。第6条の2は、放課後健全育成事業所における児童の安全を確保するため、安全計画を策定し、計画について職員や保護者へ周知するとともに、職員の研修訓練を実施し定期的な計画の見直しについて規定を新たに設けるものです。

第6条の3は事業所外の活動や取組等において、自動車を運行する場合、利用者の所在確認の義務づけについて新たに規定をするものです。

なお、現在、放課後児童クラブでは活動等における自動車利用の実態はありません。

次に、第12条の次に、第12条の2を加えるものです。第12条の2は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画の策定や、職員に対し業務継続計画の周知、必要な研修や訓練を実施し定期的に計画の見直しを行うことを新たに規定するものであります。

次に、第13条第2項中に、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう規定を加えようとするものであります。

本条例の改正の施行は、令和5年4月1日としていますが、第6条の2の安全計画の策定等に関する事項は、施行の日から令和6年3月31日までの間、経過措置があります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。

掛田委員。

○掛田委員 この議案は先ほどの議案第24号と同様な背景があるのかなと思って私も見させていただいたんですが、質問が重複するかもしれませんが先ほど24号と、この周知ですね、これをどうするのかということと、やはりチェック体制ですね。教育委員会、実地指導っていう言葉使われるん

ですかね。ちょっと私そういうチェックする、実地指導ということが適切かどうかわかりませんが、でも教育委員会で、そういった対象事業者さんがある場合ですね、これどういうふうに、チェックするのかと。年1回訪問して、これができてるかどうか。こういうのを確認されるのかどうかということですね。最後にですね。この業務継続計画の策定等の新設ってあるんですね。これビジネスコンティニュープランといってBCPってどこでも民間企業も公の事業所あたりも今作らなきゃいけないような方向性でいってると思うんですけど。この業務継続計画を策定するその新設ですが、これをやりましょうといった、やらなきゃいけないといったその背景。こういったものがどういう背景があったのかなということをお聞かせいただければと思います。

○保実委員長 古矢文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 まずチェック機能のところでございますけども、現在でもコロナウイルス感染対策に対してですね、定期的な現場からの報告で実地に行って指導というようなことを行っておりますので同様なチェック体制を敷くということを考えております。

次がBCPの背景ですけど、まずこの改正によってBCPの策定というのは努力義務という位置付けでございますけども本市のBCPも29年の12月だったかな。全体のBCPを策定している中で、当然放課後児童クラブのものも策定しているというところで、背景については、やはり近年の大災害でありますとかもちろん直近で言えばコロナウイルスとかいう想定外の新型ウイルスの拡大、こういったところの中から私のところでは児童クラブに所属しておる児童の安全、安心、これの確保するために、まず、こういうBCPもですね、継続的にそれを共用していくところである。考え方で定めていかなければいけないというふうに思っております。

なお、努力義務でございますので、ちょっと長くなりますけど、市全体で定めているその計画の中に位置付けている児童クラブのところをもう一度見てですね、ちょっと点検をして、そこでもう少し加えたほうが良いようなことがあればですね。こちらの方でまた、児童クラブのBCPとして新たに付け加える市全体のものではなくてですね、児童クラブ独自のところで、いうふうに考えております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 すでにこの条例にかかる内容っていうのは児童クラブの対象事業所さんも、もうご存知だと思うんですが、一応施行日が4月1日ということもありますんで、例えば議案が可決されてももう一度その周知を図るといような、そういうような予定はあるのかどうなの。

○保実委員長 古矢文化と学びの課長

○古矢文化と学びの課長 周知のタイミングですけど職員に対しては、4月の直近で支援員の研修で改めて落としていきたいと考えています。保護者さんに対しては、令和2年に安全管理マニュアルを作って共有させてもらっている。これは進級のときと新たに入られるときに周知を行っているのでそのタイミングに合わせて行っていきたいと考えています。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 26号に関して、第6条の3項のこの新設を設ける必要性、理由というのは何ですか。5番のその他のところにその実態というものが無いというふうにしてあるんですけど、実態のな

いものに対し新しく条例を入れようとするのはなんで。

○保実委員長 古矢文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 基本的には現在のところですね、児童クラブの児童の送迎バスとかいうものは運行しておりませんし、野外活動等でバスで出るとかいうようなことも、実態としてございません。しかしながら将来的にですね、野外活動、活動いいますか野外での保育いうふうなところで、そういう事態が発生するということも一応想定してですね本改正に合わせて、ここへ6条の3で改正しようとするものです。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 自動車を使用しての、例えば、今言われたバスであるとか、民間の業者のあれ。それができるだけ予算的なものがあるんですか。

○保実委員長 古矢文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 現在は先ほども申し上げましたように児童の登会とかいうところでの送迎バスってというのは運行しておりませんで、保護者が送ってきてくださるか、学校がしまってから徒歩で登会してくるっていうとこなので、実態がないので予算措置の方はしていないということでございます。

○保実委員長 他に。ないようでしたら次に、議案第27号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を審査いたします。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(説明員入れ替わり)

○保実委員長 それでは、提案理由をお願いいたします。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第27号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、仮称三次市学校給食調理場の稼動に伴い、関係条例である三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

これは旧三次市内の調理場を現在建設中の調理場へ統合することに伴うものでありまして、旧三次市内の調理場のうち、単独調理場であります十日市と川地以外の粟屋、三次、八次、田幸の共同調理場を対象として条例を改正しようとする。そしてまた、調理場の名称を三次市三次学校給食センターとし、施設の代表をセンター長としようとするに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表中、三次市粟屋学校給食共同調理場、三次市三次学校給食共同調理場、三次市八次学校給食共同調理場、三次市田幸学校給食共同調理場を三次市三次学校給食センター。三次市四拾貫町10145番地1に改め、第4条中場長の次に、またはセンター長括弧以下場長等と称するを加え、第5条及び第6条第2項中の場長を場長等に改めようとするものであります。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願いをいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いします。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 説明にもありましたここに含まれない単独の調理場ですよね。川地と十日市この二つは、ここに含まないということはどの条例で整理する予定にされてますかお伺いします。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 十日市小学校、川地小学校2校の調理場は学校の敷地内にある調理場でありまして、その学校分の調理を行う自校方式により給食を提供しています。この2校の調理場については、各小中学校の設置管理条例によって設置されている施設でありますので、今回改正する共同調理場の設置管理条例には含んでおりません。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 それはいつこう改正していくと。そのままの状態、変更はなくて。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 十日市小学校調理場、川地小学校調理場という文言が設管条例にはございませんので、変更なく改正の必要がないということで整理しております。

○保実委員長 ほかに。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 共同調理場の設置管理条例の一部を改正するところで、4ヶ所の調理場をとりあえず三次市の学校給食センターということで1ヶ所に統合の条例改正が出ておりますが、この下に第4条中の場長の次に、またはセンター長というふうになっておりますが、又はというのは、これは、他にセンター長を兼務でつけるという意味ですか。もう1点。この条例は規則で定める日から施行する。というふうになっております。こないだの同僚議員の一般質問の中で、これ9月1日からの開場といいますか。業務開始というふうに言われましたが、もうその準備等、何か新しいことをやるんですから準備とあるので、4月、早い時期にというようなちょっとファジーな言い方をされたように思うんですが。これは具体的にはいつからというふうに考えていらっしゃるか教えてください。とりあえず、今この2点。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 まず1点目のですね、又はセンター長という文言ですけれども共同調理場の設置及び管理条例にはですね、今回統合します調理場の他ですね、君田と布野と作木、吉舎、三和、甲奴、いわゆる旧町村部分の調理場は共同調理場として残っております。その代表者は場長ということでございまして、場長またはセンターで統合する新しい分はセンター長、旧町村にある共同調理は場長ですから場長又はセンター長という言い方になります。

いつから施行かということですがけれども1学期中はですね、今ある調理場で調理をいたします。もう少し言えば、ある小学校は夏休み入っても1週間ぐらいはちょっと登校日を設けたいので、そこまで給食をしてくださいということがあります。それは了解をしてですね、給食をすることとしております。そしたら、少なし今ある調理場で調理をしょうる間は、その設管条例から落とせないということがあります。片や一方でですね委員おっしゃいますように、9月1日からの稼働ですがけれども、それまでにいろいろな準備があったり、先日の一般質問でも述べさせていただきましたけど

も、リハーサルをしたりということもあります。その準備をしたりリハーサルをするときには、調理場ができておらなければいけない。設管条例上でできておらなければいけない。古い調理場がなければいけない、新しい調理場ができていなければいけない。そのタイミングをですね、早い段階で決めていきたいというふうには思いますけれども概ねですね、7月の夏休み入って1週間は調理しますんで、概ね8月1日ぐらいが目安かなというふうには考えております。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 具体的には8月1日を考えておる。一つの日安だね。それは今言われましたように当然夏休みも入るしということであるし、それまでは旧の調理場でずっと継続して、ただ問題なのは、今まで、20食、30食、50食ぐらいを作っておった調理場が今度は、統合されて、4,000食になるんですから。それいっぺんに4,000食は始まらんとしても、それはどんどん、そこへ移行していくわけですから。

それもちろん、当然、準備にリハーサルに様々なことが、シミュレーションされるでしょうし、実際にやってみなきゃわからんこともいっぱいあると思う。例えば配布をどうするのかね。車が入るんか。いうところは全部調べてみないといけないわけでしょう。あやふやな体制の中で、それが8月1日によいどんができるもんですか。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 私の説明がちょっとわかりにくかったかと思います。もう1回ちょっと説明させていただきますけれども場長という人、これは旧の町村に存在をする調理場の共同調理場の代表者が場長です。ですから君田、布野、作木、吉舎、三和、甲奴にあるそれぞれの共同調理上の代表者が場長。そして、新しくできる調理上の代表者がセンター長です。ですから、条例をうたうときにですね、場長はっていうたらセンター長は含まないことになりますんで、場長またはセンター長ですから旧町村の共同調理所の代表者または新調理場の代表者という意味合いでございます。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 だからその場長の下に旧町村の代表である場長が管理監督からすべての件で調理場のいわゆる責任者として位置づくわけでしょう場長が。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 新しくできる調理場の代表者はセンター長です。新しくできる調理場はセンター長。この新しくできる調理場のほかに、三次市内には、まだ甲奴とか三和とか吉舎とかあと六つあります。この六つの調理場の代表者、それぞれの代表者を場長といいます。

○大森委員長 ちょっともう1回復習させてください。センター長がおられる。ほんでその下に各旧町村の調理場の場長。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 新しい調理所がありますよね。これがセンター長、その下にじゃないんですよ。これとは別に、吉舎があり、甲奴があり、君田、作木。これとそれぞれこうある。

○大森委員 他にそれぞれがというふうになっていくと現場の職員の皆さんは、どっちのことを聞くんですかということになりはしませんか。できれば、ことはスムーズに活かしたいし、何と

かうまく乗り切って欲しいという思いでいるんですけど。そこらはどうでしょう。職員さんが混乱しませんから。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 例えば、新しくできる調理場の、これ給食センターと、今提案させてもらいますけれども、センターで働く調理員さん他スタッフはセンター長の指示に従います。さらに甲奴の、例えば甲奴の共同調理ここの代表者は場長、ここで働くスタッフは、甲奴調理場長の指示に従い、吉舎の調理場で働くスタッフは、吉舎の調理場長の指示に従い、そういった感じです。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 それこそ混乱のもとじゃないんですか。あなたは甲奴の方の指導に従ってください。君は吉舎だからこっちの方へ。というのを、誰がどこでどうまとめていくのか。というふうになるような気がしてしょうがないんですよ。だから、その仕分けをするべきじゃないんですか。もつと例えば、何で統率の取れるような仕組みにならないのか。トップがおつてですよ。トップがおつて、いわゆるセンター長だよ、新しい。センター長がおつて下に各市町村の代表というのは、ある程度あるかわかんないけど。今度は別個に旧町村の代表者が、そこへついて、君、吉舎だからあつち、君田はあつちというふうに今度仕分けをするわけでしょ。

○保実委員長 これは各旧町村にある調理場ですよ。あそこはそれぞれの場長さんが仕切つて、それで新しくできる給食センターはセンター長が仕切つてという意味ですよ。

○甲斐教育次長 そうです。

○大森委員 じゃけそのさつきちょっと言われた、業務が始まる前は、各旧町村の調理場はそのままというのはそこですか。だから給食センターができれば、旧町村の代表というのは今度は役目を終えるわけですね。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 例えをさしていただければと思うんですが、調理場じゃなくて、学校じゃ思ってください。例えば、例えばですよ。市内に学校があります。調理場があるのを今学校と例えております。今回、旧市内のそこにはそれぞれの校長先生がおり、スタッフはそれぞれの学校の校長先生の指示に従います。今回、旧三次市内の学校を統合しましょう。これ旧三次市内の調理場を統合しましょう。いうことにしたら旧三次市内の学校を一つにして、校長先生を一つ置きましょう。そしたらそこで働くスタッフは校長、ここの校長先生の指示に従います。統合してない残りの学校は今まで通り校長先生の指示にしたがいます。今、調理場を学校に置き換えてみましたけれども、そういったイメージ。今、たとえ話ということでご理解ください。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 それで例えばその動きになるかどうかいうのを9月1日に向けてね。一生懸命調整をしていただければいいなとは思っています。なるべく混乱のないようにあともう1項目。給食に精通したものの配置については、条例改正等というものが必要であるのかないのか。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 新調理場におきましては、4月から専任の管理職、これはセンター長を想定

しておりますが、それとですね栄養士、また学校給食の調理経験を有しまして食育に精通した専属の職員を配置して、9月稼働に向けて、集中的に開業準備を進めていこうと考えています。

食育や調理業務に精通した職員については、これは要綱の整理をして対応していきたいというふうに考えています。条例改正は必要ございません。

○大森委員 要するに本職いうか、それに精通した人を選ばれるんでしょうから当然、絞られますわね。だから条例改正等で縛っていくというのは、これは無理があるかなとは思ひ。そういうことなら結構。

○保実委員長 他にありませんか。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 ちょっと先ほどと同じ質問になるんですけどもちょっとわからなかったんで教えてください。実際今からなくなる四つの調理場があって新しく一つができるわけですけど今回、変更ですよ。四つを一つにしますっていう変更なんですけど。ただ、どうしてもこの新しい調理と準備も含めて稼働する期間と今残ってる四つの調理場が動く期間が重なるんじゃないかなと。だったら、まず四つをそのまま残してセンターを追加して、実際調理場四つが、動かなくなった時点で削除するっていうようなのがちょっとスツとくるような気がするんですけども、そこをなぜこういう変更でやれるかっていう、例えば法的な根拠の理由があるとか。

その方、段取り的なところで、そうせざるをえないとかいう、何か理由があれば教えてください。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 今ある調理場を条例上残すというのは、給食調理をしておる。そして、もう少し言えば、後片付けをしておる間、その給食調理が終わって片付けが終わった時点で新しいセンターへ移ります。そのタイミングが条例の施行日だというふうに考えております。ただ、新しい調理場ができたけえもう条例上、調理場はないんじゃないか、行っちゃあいけんいうことはいかなることは考えておりません。残った後片付け等もあろうかと思ひますけれども。施行のタイミングは今のように入れておるところよろしいですか。

○保実委員長 ほかにありませんか。はい。

次に議案第32号動産の買入れ契約についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第32号動産の買入れの契約についてご説明をいたします。

本案は、仮称三次市新学校給食調理場整備に伴い、調理場で使用する食缶、配膳器具、食器及び食器カゴを購入することについて、令和5年2月2日に入札を行い、令和5年2月3日に広島県三次市十日市中1丁目9番52号、有限会社イナガキ雑貨代表取締役稲垣年則と、8,355万6,000円で仮契約を締結いたしました。

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、動産を買い入れることについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容でございますけれども、動産の買入れでは、四つの設計に基づいて入札を行いました。そ

の結果、落札者は同一でありました。

それぞれの買入れ価格は、議案書記載の通りであります。落札率を申し上げます。

最初の食缶購入。買入れ価格1,892万円のものですけれども、落札率が87.9%です。次に食缶配膳器具の購入。買入れ価格396万円のものですけれども、落札率が66.3%。次に食器の購入。買入れ価格2,349万6,000円のものですが、これが95.6%。そして、食器かごの購入です。買入れ価格が3,718万円のものですが、97.7%でございます。平均の落札率は92.72%であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。

○保実委員長 黒木委員。

○黒木委員 それでは、2点お聞きします。まず、この入札に関してですね、備品消耗品、入札価格ですね多分出されてると思えますが、その入札の算出根拠をお聞きします。2点目がですね。各内訳の中に各備品ごと消耗品ごとに金額が落札金額が書かれてますが、この単価ですね。単価を教えてください。各内訳の各消耗備品消耗品ごとに多分入札価格を出されてると思うんですが。その消耗品、先ほど言いました最初、全体のいいましたけど各消耗品備品ごとの落札の対する入札の価格がわかれば教えてください。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 算出根拠についてですが、前段としまして、この調理場に必要な消耗品や備品については、新調理場の設計者の方からですね、他の同規模の給食センターで購入されているもの等ですね、参考に情報いただいて作っています。その後ですね現場の栄養士でありますとか調理員から意見を聞きまして、新調理場で作業する調理員でありますとか、児童生徒が使いやすいものになるように決定しています。ですから、すべてですね、そういった現場のスタッフからのリクエストに応じて、品番等は決定をしております。

そして設計金額についてでございますけれども、カタログを基本としまして、必要な場合は見積書を取って参考としました。設計金額の大きな要素である、単価につきましては、カタログや見積書また実勢価格を勘案して、総合的に勘案して決定をしております。

設計金額については、非公表としておりますけれども、カタログ単価については、例えば食缶のnキューブポットというのがありますけれども、これについてはカタログに載っている金額は大体5万から6万円台というふうになっておりまして、カタログ単価がそのまま設計単価ではありませんけれども、カタログ単価をそのまま設計価格単価にするのではなくて、様々適正価格とか実際に取引されている事例等ですね、参考にして設計価格の方は決定をしております。

○保実委員長 黒木委員。

○黒木委員 非公表ということですが各業者の入札、入札業者のですね、紹介ということがありましたが、やっぱり市民から見るとですね、大変不明瞭だと考えます。で、各出されたその業者の人が紹介された、そういういろんな何種類か、例えば5種類とか4種類の価格を見て出されたのか。聞こうか言うのはおかしいんじゃない。その不明瞭だと思いますね。あくまで皆さんの税金を、私はこの資材、消耗品とか備品をすることは必要なことで、反対をするつもりはありませんし、いいこ

とだと思いますけど、その価格の決定の段階で、入札へ出される段階で非公表というのがちょっとおかしいんじゃないかと考えますがその点を、納得いく返答でお願いします。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 カタログ等で設計し、設計金額、見立てますけれども、いわゆる設計金額というところは非公表でございまして、予定価格は、これは公表としております。

予定価格に対して落札金額ということで先ほどの申し上げた落札率なんですけれども、というところで予定価格については公表しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○保実委員長 黒木議員。

○黒木委員 こうかいうのがですね、どうも私からすると、普通のあれから考えると、ちょっとおかしいんじゃないかと考えてますが、幾ら言っても押し問答になってもあれなんですね。本当に今後はですね、そういうのは明瞭に財政が厳しい厳しいという中でですね、それは当然皆さんの税金を使うわけですから。もうちょっとそういう点では公開、今後ですねできるような方向に持っていただきたいと思います。以上です。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 いわゆる市の立場として、これ、備品とか消耗品とか普通あるんですが、総額で比較しますと、総額で競争入札をして審査いたします。ですから、業者の方には、総額で審査するというふうに、言ってやっていらっしゃるわけですね。そして、出された価格に対して安価の方を選択したというふうにとらえていいわけですね。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 仕様書を作ります。その仕様に基づいて、入札をしてくださいというというやり方、いわゆる入札ですよ。応札にあったものを、価格を比べて安い方落札をするという方法です。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 トータルですね。了解しました。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 アレルギーに関するところでちょっと見させていただくと、この50個っていうのがあってこれがアレルギーかなと思ってるんですが、アンケートを取られたと聞いてるんですけどもアレルギー、今、想定人数と、今後50人超えてくる予定は予定というか、ことがないのかどうか。お伺いします。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 アレルギー対応する児童生徒については、今、デリバリーで給食を提供している中学校にも聞き取りをしまして、大体百名程度いるというふうに考えています。ただですね献立によっては百名全員に対応する必要がないというふうに考えておりますので、大体最大で献立によって、50名という見通しを持って今回アレルギー対応の初期については、50というふうに規定しております。

○保実委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 最初に説明さしていただければよかったですけども、今回こうして買わせていただくんですけども、先ほど課長が言いましたように、現場スタッフの意見を聞いて必要なものを買うということで、今各調理場で使っておるものの中で使えるものもあろうかと思えます。けどセンターに対応しないけれども、旧町村にある共同調理上で使えるものもあろうかと思えます。そこらを精査してですね、できるだけ廃棄がないように努めて参りたいとは思っております。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 確認させてください。この8,355万6,000円。この数字は今までの継続予算の中から出すということになるんですかね。前回7,000いくら補正組んだと思うんですが。今回この8,355万6,000円は、継続予算の枠の中から出すということですか。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 今まで継続費でお認めいただいている予算の中から支出するものでございます。予算内に入っております。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 10個のシリーズってこれ何に使うものなんかということと、nキューブポッドシリーズが前回12月補正で可決したワゴンとか配膳台って言われとったものがこのnキューブポットに当たるんですか。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 このnキューブポットというのは食缶でございまして、温かいものを温かく、冷たいものを冷たいままです、本当に気密性が高くて、その作ったままの温度で子どもたちが喫食できるという食缶器具でございまして、これについては当初から予算化して予定をしておったものでございます。

配膳とはちょっと別の種類のものになります。

食缶と食缶配膳器具の違いについてのご質問かなというふうに思うんですけども、このサクサク天ぷらパッドというのは、nキューブポッドが気密性が高くて例えば天ぷらとかフライですと、その気密性が高すぎて、しっとりとしてしまってサクサク感が味わえないということがありますので、食缶配膳器具のこのサクサク天ぷらパッドにすれば、少しふたとの間で空気が入って、サクサクとそのままの食感が味わえるということで、これも調理員とか栄養士の方からリクエストがありまして、これを採用したものです。

○杉原委員 横口レードルは10個で、事足りるってということなんですか。今の確認と、それから、nキューブポットは食缶として、12月の補正のときに増額対象となったワゴンとか配膳台ってのは別にまた入札が今後かかるということなんですね。

○保実委員長 中村教育課長。

○中村学校教育課長 配膳用のワゴンとか配膳台はまた今後、入札をして決定していきます。そして、ここの9番の横口レードル10個ということなんですが、これが先が細いお玉のような状況になっておりまして、これはアレルギー対応の児童生徒さんの食缶がちょっと特別にありますので、そこに注ぎやすいような形のものでございますので、全部で10個で足りるように、そこはちゃんとアレルギー

対応とか、あとタレを注ぐようなものなどで、その部分については10個で足りるというふうに考えており、だから一般的なお玉ではなくて、特殊なアレルギー対応のおたまになりますので、10個で足りるというふうに考えております。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 ごめんなさい。足りるっておっしゃってるんじゃないけ、足りるんでしょうけど、ちょっと旧市内の小中学校に配送していくんですよね。足りんケースも生まれてくるかと思うんですけど、足りるんですか。

○保実委員長 杉原委員。

○中村学校教育課長 今の既存の旧市内の小中学校で使っている物ももちろん持っていきますので、それも使ってこちらの新しいものも使うというふうに考えております。

○保実委員長 副院長。

○藤岡副委員長 今回、動産の買入れということで先ほど甲斐次長の方からリハーサルを行うというふうに、一般質問でも答弁をいただいたわけなんですけれども、今回の消耗品等の動産の納品期限、リハーサルをする上でそれまでには納品されないといけないと思うんですけれども、いつぐらいの納品を見込まれているんですか、教えてください。

○保実委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 納入期限については、7月20日を予定しております。

○保実委員長 他に。ないようでしたら以上で教育委員会に関わる審査を終わりたいと思います。教育委員会の皆さんありがとうございました。

(教育委員会退室)

○保実委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論採決を行いたいと思います。これより議案第20号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決するものと決しました。

次に、議案第21号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきと決しました。

次に、議案第22号三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきとするべきものと決しました。

次に、議案第23号三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第24号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第25号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第26号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第27号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号動産の買入れの契約についての討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをします。なお、ご意見は、議案審査に関するものとしていただきますようお願いをします。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 1人だいたい市民の社会生活におけるのが平均世帯4人世帯として、という問い合わせをしたところ、約5,500円から8,000円の影響が出るだろうということでありました。やはりこれだけ物価が上がっておる時期に、国保税が突出したような形になってどうも市民生活から言うたら、受け入れられない。ここで反対意見というわけにいかない。国保税ですから。従って、なるべく市民の社会生活の影響を軽減するような方策を目指して欲しい。というのが1点です。

2点目に、共同調理場のいわゆるシフトというかシステムの件なんです。いろいろと説明いた

きました。センター長から調理場長ですか。場長がおって、各学校の調理員が継続して調理をしながら、今度はその中へ組み込まれるということだろうと思います。もう少し、これが統計的にわかりやすい方法を考えるべきではないか。という意見を一つつけていただきたいと思います。以上2点です。

○保実委員長 杉原委員。

○杉原委員 議案第22号三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例案ですが、病後児保育室統合にあたってはですね、統合後の運営状況をよく見られてですね、統合後もそのまま1日の定員4名ということで運用されるようですけども、もしもその定員4名というのでしっかりと住民ニーズが満たされない場合は、定員等に関して柔軟に対応されたいと。いうような旨をと思います。以上です。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 私は議案第20号なんですが、税率が上昇するということではあるんですが、これの国の制度設計等もあるもんですからどうしても、市町村がやるってことはもう限定されてくるんで、やはり長いこれからプランの中で或いはロードマップの中で、やはり保健事業をさらに前進していく必要があると私は思います。そのために、今日申し上げましたように、保険者努力支援制度、こういったところもさらに取り組みをですね、充実いただければというかそういう方向性で取り組みをしていくような方向性はいかがかなと思って。論点が違うようだったら削除したっていいです。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 第24号なんですが、送迎の安全装置に関して調査研究をしていただきたいと。それともう一つ、衛生管理に関して現地でのチェックをしていただきたい。

○保実委員長 他に。よろしいですか。

それではですね。委員長報告の案文作成につきましては正副委員長の方へ一任いただければと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ではそのようにさせていただき、後日タブレットの方に入れさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

本日の審査は以上です。

大変お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月31日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治